

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

仮徴収(4月・6月・8月の年金天引き)が

始まります

◆対象となるかた

年額18万円以上の年金を受給しているかたで、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えないかた
また、国民健康保険の場合、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主

◆仮徴収の金額

・平成28年2月現在、特別徴収となっているかた
↓平成28年2月の天引き額と同額
・新たに特別徴収の対象となつたかた
↓前年度の保険料(税)年額の6分の1の額(仮徴収開始通知書を郵送します)

平成28年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険料(税)を

10月・12月・2月に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付については、申請により口座振替に変更することができます。取扱金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてから、受け取った口座振替依頼書の「本人控え」「被保険者証」と「認印」を持参のうえ、保険年金課または窓口センターへ申し出をしてください。
引き続き年金からの天引きを希望されるかたは、手続きは不要です。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
・国民健康保険
内線1732
・後期高齢者医療保険
内線1736

ばんどう まちづくり

坂東市長 吉原英一



東日本

大震災から5年

災害について考える

東日本大震災を体験してから5年を迎えますが、これまでの間、県内でもつくば市を中心とした突風竜巻災害、昨年9月には関東・東北豪雨災害に見舞われるなど本市でも甚大な被害を受けたところであり、各地において自然災害の脅威が現実的なものとなつています。また、平成26年8月の広島島の豪雨でみられるように近年、雨の降り方も局地化、集中化、激甚化してい

るのも事実です。

市ではこれまでデジタルMCA無線や衛星携帯電話、タブレット端末、ラジコンヘリコプターなどの整備を進めてきました。来年度は、更に災害時における情報収集、迅速な情報発信を目指します。災害対応では、迅速正確な情報収集が不可欠なため、地域の実情をよく知っている元消防団員45人のかたに、被害状況などを報告していただく「防災パトロール員」制度を発足します。職員による災害対応では、新たに「危機対策員」を任命し災害対応に特化したチームを配置します。

また、新庁舎の屋上にアンテナを設置し、災害時などに情報配信する「防災ラジオ」の導入を図ります。このラジオは通常はラジオとしてご使用いただけますが、市からのお知らせがあるときは自動的に切り替わり優先して放送されます。

さらに、区長さんや消防団員のかたへ迅速に情報伝

達できるよう電話による「災害時一斉通報システム」、携帯電話やスマートフォンを利用した「災害情報受信アプリ」を整備します。
防災を考えるうえで、まず大切なことは「自らの命は自らが守る」ことです。今お住まいの地域ではどのような災害が起こり得るか、知ることも重要です。

みなさん一人ひとりの防災力「自助」が向上することで「地域の防災力」が強化され「共助」の力が有効に機能することになります。「共助」の働きは地域を守り、災害による被害の最小限化が可能となることから、市では今後も引き続き各種訓練、防災勉強会、自主防災組織の活動支援を行うなど、防災意識の高揚に努めてまいります。

是非、この機会に災害時の避難行動や災害が発生した時のことを想定して、避難経路などの確認をするなど、できることから防災対策をすすめてください。